

# 公開買付開始公告

各位

平成 25 年 8 月 13 日  
神奈川県足柄上郡開成町吉田島 4289 番地  
株式会社小田原エンジニアリング  
代表取締役社長 宮 脇 伸 郎

株式会社小田原エンジニアリング（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を下記により行いますので、お知らせいたします。

## 記

### 1. 公開買付けの目的

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、平成25年8月12日開催の取締役会において、ローヤル電機株式会社（以下「対象者」といいます。）を当社の連結子会社とすることを目的として、対象者の発行済普通株式（本新株予約権（平成24年7月2日開催の対象者の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権をいいます。以下同じとします。）の行使により交付される対象者の普通株式を含みます。ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けに際し、当社は、平成25年8月12日付で、対象者の親会社である更生会社小野ホールディングス株式会社（以下「小野ホールディングス」といいます。所有株式数2,918,000株、所有割合（対象者が平成25年8月12日に提出した第60期第1四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の発行済株式総数（4,342,554株）に対する所有株式数の割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。）67.20%）の管財人新保克芳（以下「更生管財人」といいます。）との間で、同社が所有する対象者の普通株式の全て（以下「親会社所有株式」といいます。）について、本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。本応募契約は更生管財人が更生裁判所の許可を受けることを効力発生の停止条件としていますが、更生管財人は、平成25年8月8日に更生裁判所の許可を得ているとのことです。

また、親会社所有株式には、小野ホールディングス及び小野ホールディングスの子会社である更生会社ワシ興産株式会社が株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）に差し入れた平成24年3月30日付有価証券担保設定契約証書（振替株式用）に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されておりますが、更生管財人は、当社に対して、本応募契約において、本公開買付けへの応募に先立ってみずほ銀行から本質権の解除を受けることを確約しており、更生管財人は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、更生管財人が更生裁判所の許可を得てこれに応じた場合には、更生管財人が親会社所有株式を本公開買付けに応募する前にみずほ銀行が本質権を解除することにつき、みずほ銀行から確認を得ているとのことです。

本公開買付けにおいては、親会社所有株式に係る株券等の数（2,918,000株（所有割合67.20%））を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株券等の数の合計が2,918,000株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。また、本公開買付けを実施する場合には、当社は、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定（法第27条の13第4項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、買付予定数の上限を設けることができず、親会社所有株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますが、本公開買付けは対象者の普通株

式の上場廃止を企図するものではありません（本公開買付けにより対象者の普通株式が上場廃止となる可能性の有無については、下記「(6) 上場廃止となる見込みの有無について」をご参照ください。）。

また、対象者が公表した平成25年8月12日付「株式会社小田原エンジニアリングによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない株式会社TMAC（以下「TMAC」といいます。）から取得した対象者の株式価値の算定結果及び対象者における独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所からの助言を踏まえた上で、当社に対し、本公開買付けの条件の詳細、本公開買付け後の対象者の経営方針及び本公開買付けの必要性・相当性等を確認するなど、慎重な協議及び検討を行った結果、当社と対象者が、両社の強みを融合することにより、国内外で事業を拡大できるとの認識に至り、当社を親会社として、対象者の中長期的な企業価値の増大を図ることができるものと判断し、平成25年8月12日開催の取締役会において、本公開買付けの実施に賛同の意見を表明することを対象者取締役全員の一致により決議したとのことです。

なお、対象者取締役会は、TMACより取得した対象者の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けにおける対象者の普通株式に係る買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づくレンジの下限価格である1株当たり516円を上回っていないことに加え、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、対象者においても上場を維持することを希望しており、また、対象者の普通株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に抵触するおそれが生じた場合、当社は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者の普通株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行する意向であることを踏まえ、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者の普通株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、対象者の普通株式について本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて対象者取締役全員の一致により決議したとのことです。

また、本新株予約権についても、現時点において、本公開買付け後も対象者の普通株式の上場が維持される見込みであり、本新株予約権者は引き続き本新株予約権を行使して対象者の普通株式を取得・保有ができること、本新株予約権がストック・オプションであること、本新株予約権についての買付価格が、本公開買付価格である515円から本新株予約権の1株当たりの行使価格である472円を控除した金額（43円）に、本新株予約権1個の目的となる対象者の普通株式の数（100株）を乗じた金額である4,300円とされていることから、対象者取締役会は、本新株予約権についての本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、本新株予約権者の判断に委ねる旨を対象者取締役全員の一致により決議したとのことです。

また、当該取締役会には対象者監査役の全員が出席し、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、昭和54年10月に、株式会社小田原鉄工所（昭和25年10月に有限会社小田原鉄工所が設立され、昭和28年1月に株式会社小田原鉄工所に改組されております。）の電装事業部から分離・独立した会社であり、平成3年7月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、本公告日現在、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場しております。現在、当社グループは当社と子会社2社で構成され、モーター用巻線設備の開発、設計・製造、販売を主な事業内容としております。当社グループは、創業以来、社是である「開拓の精神で顧客に奉仕する」をモツ

トーに、モーター用巻線設備の総合メーカーとして世界中に広がるお客さまの生産性アップ、省力化に貢献することを経営の基本方針としております。

当社グループの開発したモーター用巻線設備が、お客さまに十分満足いただけるものとなって、更にお客さまの生産された多様なモーターが組み込まれた数々の家電製品、自動車、産業機器、OA・AV機器等が、世界中の人々の生活を豊かにすることによって、社会貢献を果たしたいと考えております。

こうした方針に基づき、当社グループとしては、事業の成長と安定に全力を尽くし、より一層の経営基盤の強化を図り、社会的信頼の向上を目指すとともに、株主及び投資家の皆さまにとって魅力ある企業グループとなることが重要であると考えております。

当社グループは、市場占有率のみならず、技術的に当社グループのモーター巻線機がグローバルスタンダードとなり、モーター用巻線設備のトップメーカーの地位を確固たるものにすることを目標に、グループ一丸となって社業に専念しております。

また、これを具体化する企業目標として、研究開発による技術力向上、生産面の効率化追求、分かり易く時代にマッチした社内諸制度の改善などをメイン課題とした中長期計画を展開しております。

当社グループは、経営目標の実現のため、時代の変化に即応したグローバルな営業活動を展開するとともに、スピーディーな経営を行い、常にお客さまの新たなニーズに応える製品開発に注力し、品質向上と徹底したコストダウン、短納期化に取り組んでおります。

このため、中期計画に掲げる課題のほか、グループ会社全体の連携の見直しと効率的な事業運営の見直しなど、具体的な課題に取り組んでおります。

一方、対象者は昭和30年に設立され、昭和61年9月に東京店頭市場に株式を登録し、本公告日現在、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場しており、対象者、子会社5社及び関連会社1社により対象者グループを構成し、主として送風機、照明等住宅関連設備、自動巻線機及び企業再生支援の各事業を行っているとのことです。品質は事業の基本であるという理念のもと、高付加価値製品の開発及び生産を加速し、企業収益増加を目指すことが今後の重要課題であると考え、売上高の伸張に期待するだけでは質的向上を伴う継続的な成長が困難になるとの認識のもと、企業の体質改善への努力を怠らず、技術開発力と生産効率の向上や営業力の強化を図ることにより顧客満足を実現し、筋肉質なグループへ改革することに尽力しているとのことです。刻々と変化する事業環境を踏まえ、対象者グループは、最優先課題である人材育成に注力することは勿論、戦略課題をより迅速に実行するスピード感の醸成と同時に、施策の絞込みや優先順位の見直しによる投資の圧縮、費用の抑制など基本に忠実な業務運営の徹底に、グループをあげて引き続き取り組んでいるとのことです。

また、顧客ニーズに的確に対応した新製品の開発と短納期化に努め、「軸流ファン」の中国への生産移管及び中国市場の開拓を推進することによる販売拡大と、熊谷工場との効率的生産システム構築による業績向上に総力をあげて取り組んでいるとのことです。

このような状況下、当社は、本年5月下旬頃、対象者の親会社である小野ホールディングスの更生手続において、更生管財人が小野ホールディングスの所有する親会社所有株式の譲渡を行うために実施した入札プロセスに参加し、対象者から提出された対象者グループの事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを実施し、親会社所有株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。

当社は、かかる分析、検討に加え、入札価格を検討する際の参考資料として当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみらいコンサルティング株式会社（以下「みらいコンサルティング」といいます。）から取得した対象者の株式価値の算定結果等を総合的に勘案し、本年7月中旬頃に更生管財人に対し、買付価格を含む本公開買付けに

関する条件を提示し、更生管財人の選考の結果、本年7月中旬、最終候補者として選定されました。

その後、当社は、最終候補者選定後の交渉を経て諸条件の合意に至ったことから、平成25年8月12日の当社取締役会にて本公開買付けの実施を決議し、同取締役会にて更生管財人と本応募契約を締結することを併せて決議しました。本応募契約の概要につきましては、下記「(3)当社と対象者の株券等の所有者との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

当社は、本公開買付けによる対象者の連結子会社化により、特に、当社のモーター用巻線技術と対象者グループのファン製品及び自動巻線機事業について、お互いの得意分野を活かしながら、市場・技術・人材・拠点のシナジー効果を最大化し、当社及び対象者グループの中長期的な企業価値向上ができるものと考えております。具体的には以下のシナジー効果を見込んでおります。

- (a) 営業・・・相互の営業網で対象者グループ及び当社製品販売によるクロスセルによる営業力アップ、グローバル展開のためのエリア網拡大（対象者グループの強みである中国と当社の強みである欧米への相互展開）。
- (b) 製造・・・製造部門の相互活用による稼働率のアップと平準化、仕入部品等のコストダウン、海外拠点の有効活用、当社の自動化技術を対象者グループに導入することによる生産性の向上、対象者の量産的な生産技術の導入による当社の製造原価低減。
- (c) 技術開発・・・相互技術の有効活用による技術力アップ、技術の融合による新製品の開発と設計の標準化・モジュール化。
- (d) 組織・・・営業拠点の共有化、生産拠点の相互活用、メンテナンス網の共有化等による効率化・経費のコストダウン、当社と対象者グループの長所・好事例の共有と人材育成・研修制度の連携。

以上のとおり、当社は対象者グループとの連携により、新たな市場開拓・技術開発・人材育成・コストダウンを目指すことで事業規模を拡大し、当社グループとして企業価値向上を図ることができると考えております。また、対象者グループにおいても、当社が長年培ってきた高度な巻線技術を活用することで、更なる業績向上が可能であると考えております。

上記のような状況の中で、当社と対象者は、平成25年6月中旬頃より、両社の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、当社と対象者は、対象者を当社の連結子会社として企業結合した上、両社の強みを融合することでシナジーを実現し、両社が長年培ってきた高度な巻線技術をもって、顧客基盤をさらに拡大していくことが、両社の企業価値向上にとって非常に有益であるとの認識において一致するに至りました。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、特に、当社のモーター用巻線技術と対象者のファン等の送風機製品及び対象者子会社の自動巻線機事業の分野では、市場・技術・人材・拠点における両社の強みが相互に補完しあうことで、企業グループとしての競争力がより一層高まることが期待されるとのことです。より具体的には、対象者の送風機製造において、当社の巻線機による自動化技術を導入することによる生産性の向上が期待されるとのことです。更に、当社の本業と対象者子会社の自動巻線機事業は、同業でありながら製品や取引先の重複が少ないため、技術の融合やクロスセルによる新製品の開発や業容の拡大も期待されるとのことです。また設計の標準化・モジュール化を促進させることで、原価低減、納期短縮化、アフターサービスの充実化などのシナジー効果も期待され、当社及び対象者の中長期的な企業価値向上を図ることができるものと考えているとのことです。

## ② 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け成立後の両社における具体的な取り組みの詳細につきましては、今後、当社グループの理念をご理解頂いた上で、両社で検討を進めてまいります。当社の子会社として、現経営陣には事業推進にご協力を頂きたいと考えており、当社より代表権を持つ取締役の派遣及び取締役会の過半数の取締役派遣を予定しております。対象者によれば、対象者は、本公開買付け成立後、親会社となる当社からの経営の独立性を維持する観点から、親会社となる当社と少数株主との利益が相反する可能性のある取引については、対象者の独立役員（対象者は、現在、社外監査役の多田精宏氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ているとのことです。）に諮問したうえで意思決定することで取引の公正性を担保し、一定の独立性を維持していくことを考えているとのことです。

なお、従業員につきましては、原則として継続雇用していく方針です。

(3) 当社と対象者の株券等の所有者との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際し、当社は、平成25年8月12日付で、対象者の親会社である小野ホールディングス（所有株式数2,918,000株、所有割合67.20%）の更生管財人との間で、親会社所有株式について、本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しております。本応募契約は更生管財人が更生裁判所の許可を受けることを効力発生の停止条件としていますが、更生管財人は、平成25年8月8日に更生裁判所の許可を得ているとのことです。

なお、本応募契約では、①本買付期間末日までの間に、第三者により対象者の普通株式を対象とする公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始された場合において、対抗公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合であって、かつ、対象者取締役会が対抗公開買付けに賛同の意見表明をする場合は、更生管財人は本公開買付けに応募せず対抗公開買付けに応募することができること、かかる場合において、すでに更生管財人が本公開買付けに応募をしているときは、更生管財人は本公開買付けの応募の結果成立した本公開買付けに係る応募対象株式の買付けに係る契約を解除して対抗公開買付けに応募することができること、②上記①による場合を除き、更生管財人は、対象者の普通株式の全部又は一部について、本公開買付け以外の公開買付けへの応募又は第三者への譲渡、担保設定その他の処分を行わないものとするが定められております。

また、親会社所有株式には本質権が設定されておりますが、更生管財人は、当社に対して、本応募契約において、本公開買付けへの応募に先立ってみずほ銀行から本質権の解除を受けることを確約しており、更生管財人は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、更生管財人が更生裁判所の許可を得てこれに応じた場合には、更生管財人が親会社所有株式を本公開買付けに応募する前にみずほ銀行が本質権を解除することにつき、みずほ銀行から確認を得ているとのことです。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者の親会社である小野ホールディングスの更生管財人が当社と本応募契約を締結していることから、必ずしも対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみらいコンサルティングに対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。みらいコンサルティングは、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行い、当社は、平成25年8月9日付でみらいコンサルティングより株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます）

。)を取得しました。なお、当社は、みらいコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：358円から370円  
類似会社比較法：137円から327円  
DCF法：480円から625円

市場株価平均法では、平成25年8月8日を基準日として、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場（平成25年7月12日までは大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場）における対象者の普通株式の基準日終値（370円）、直近1ヵ月間の終値の単純平均値（366円（小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算においては同様とします。））、直近3ヵ月間の終値の単純平均値（358円）及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値（362円）を基に、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を358円から370円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を137円から327円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向並びに現在及び将来の事業環境並びに一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降の将来の収益予想に基づき対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、1株当たり株式価値を480円から625円までと算定しています。なお、収益予想については、大幅な増減益となるような特殊要因を前提としたものではありません。また、当社とのシナジー効果については、収益予想に織り込んでおりません。

当社は、みらいコンサルティングから取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の6ヵ月間の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、かつ、更生管財人との間の対象者の普通株式の取得に関する協議・交渉の結果を踏まえて、平成25年8月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を515円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格515円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年8月9日の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場（平成25年7月12日までは大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場）における対象者の普通株式の終値382円に対して34.82%（小数点以下第三位四捨五入。以下プレミアム率の計算においては同様とします。））、平成25年8月9日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値367円に対して40.33%、平成25年8月9日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値358円に対して43.85%、平成25年8月9日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値362円に対して42.27%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

#### (b) 新株予約権

本新株予約権に係る買付価格は、本新株予約権の行使期間が既に開始しており、かつ、行使価格が本公開買付価格である1株当たり515円を下回っていること、本新株予約権1個の目的

となる対象者の普通株式の数は100株であることから、43円（本公開買付価格である515円から1株当たりの行使価格である472円を控除した金額）に、本新株予約権1個の目的となる対象者の普通株式の数100株を乗じた金額である4,300円を、本新株予約権の1個当たりの買付価格とすることを決定しました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権に係る買付価格を決定するにあたり、第三者からの算定書は取得しておりません。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないTMACに対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。TMACは、対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を行ったとのことです。対象者は、TMACから下記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けるとともに、対象者の普通株式の価値の算定結果について報告を受けたとのことです。対象者は、TMACから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 : 358円～382円  
類似会社比較法 : 378円～735円  
DCF法 : 516円～663円

市場株価平均法では、平成25年8月9日を基準日として、基準日終値（382円）、基準日までの直近1ヶ月平均（367円）、直近3ヶ月平均（358円）及び直近6ヶ月平均（362円）を基に株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が358円から382円と分析されているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が378円から735円と分析されているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者の事業のリスク要因を協議・確認した上で、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素が考慮された平成26年3月期以降の将来の収益予想（現在の経済情勢及び緩やかな経済成長が継続する環境を前提としており、巨額受注や世界同時不況等大幅な増減益となるような特殊要因を前提としていないとのことです。）に基づき対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いた企業価値や株式価値が分析され、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は516円から663円までと分析されているとのことです。なお、当社とのシナジー効果については、定量的な分析は精査中であるため、その効果については収益予想において織り込まれていないとのことです。

また、対象者は、本新株予約権については、第三者算定機関から算定書を取得していないとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、対象者取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、対象者から独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、必要

な法的助言を受けているとのこととです。

④ 対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けが対象者の支配株主である小野ホールディングスからの対象者の普通株式の取得を前提として対象者の普通株式及び本新株予約権に対して行うものであるため、対象者は、平成25年7月中旬頃、対象者の支配株主である小野ホールディングスとの間に利害関係を有しない者であって、独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役の多田精宏氏に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、対象者の意見表明（以下「本意見表明」といいます。）に係る決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の検討を依頼したとのこととです。

同氏は、かかる検討を行うにあたり、本意見表明を行う上で講じられた公正性・透明性・合理性を担保するための手続きを確認するために当社取締役に対してヒアリングを実施し、当社が選定された公開買付け者の決定に至るまでの入札による選定手続きの過程、当社による本公開買付けの目的及び本公開買付け価格の妥当性を判断するために参考にした第三者機関であるTMACから提出された株式価値算定書の内容について説明を受けたとのこととです。さらに、同氏は対象者から独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けたとのこととです。

これらの手続きの結果、対象者は、同氏から、平成25年8月12日付で、(1)本公開買付けの目的は、当社と対象者が両社の強みを融合することでシナジーを実現し、両社が長年培ってきた高度な巻線技術をもって、顧客基盤をさらに拡大していくという、対象者の中長期的な企業価値の向上を図る観点から検討されたものであり、相当であること、(2)当社との交渉にあたり、対象者は、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないTMAC及び対象者における独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所からの助言を踏まえた上で、当社に対し、本公開買付けの条件の詳細、本公開買付け後の対象者の経営方針及び本公開買付けの必要性・相当性等を確認するなど、慎重な協議及び検討を経ており、その過程に特段不合理な点は認められないこと、(3)対象者取締役会は、本公開買付け価格の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないTMACより対象者の株式価値算定書を取得したうえで、これを踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を行っていること等の事情を総合的に検討した結果、本公開買付け価格は、DCF法に基づくレンジの下限価格である1株当たり516円を上回っていないことから、本公開買付けは少数株主にとって売却の好機とは言えないまでも、当社は上場廃止を企図しておらず、少数株主において不利な条件で応募を強制されるものではないとのこととから、対象者の本意見表明に係る決定は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと史料する旨の意見を入手しているとのこととです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないTMACから取得した対象者の株式価値の算定結果及び対象者における独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所からの助言を踏まえた上で、当社に対し、本公開買付けの条件の詳細、本公開買付け後の対象者の経営方針及び本公開買付けの必要性・相当性等を確認するなど、慎重な協議及び検討を行った結果、当社と対象者が、両社の強みを融合することにより、国内外で事業を拡大できるとの認識に至り、当社を親会社として、対象者の中長期的な企業価値の増大を図ることができるものと判断し、平成25年8月12日開催の取締役会において、本公開買付けの実施に賛同の意見を表明することを対象者取締役全員の一致により決議したとのこととです。

なお、対象者取締役会は、TMACより取得した対象者の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付け価格は、DCF法に基づくレンジの下限価格である1株当たり516円を上回っていない

ことに加え、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、対象者においても上場を維持することを希望しており、また、対象者の普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者の普通株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行する意向であることを踏まえ、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者の普通株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、対象者の普通株式について本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて対象者取締役全員的一致により決議したとのことです。

また、本新株予約権についても、現時点において、本公開買付け後も対象者の普通株式の上場が維持される見込みであり、本新株予約権者は引き続き本新株予約権を行使して対象者の普通株式を取得・保有ができること、本新株予約権がストック・オプションであること、本新株予約権についての買付価格が、本公開買付け価格である515円から本新株予約権の1株当たりの行使価格である472円を控除した金額（43円）に、本新株予約権1個の目的となる対象者の普通株式の数（100株）を乗じた金額である4,300円とされていることから、対象者取締役会は、本新株予約権についての本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、本新株予約権者の判断に委ねる旨を対象者取締役全員的一致により決議したとのことです。

また、対象者取締役会には対象者監査役の全員が出席し、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(5) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

当社は、買付予定数の上限を設定せずに、対象者の所有割合（67.20%）に相当する株式数（2,918,000株）以上を取得し、対象者を連結子会社とすることを目的として本公開買付けを実施するものの、対象者の普通株式全ての取得又は対象者の普通株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けが成立した場合に、対象者の普通株式を更に取得することは予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込みの有無について

対象者の普通株式は、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場に上場されているところ、対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式について上場を維持することを希望しているとのことであり、また、当社も、対象者の普通株式の全ての取得又は上場廃止を企図しておりません。もっとも、本公開買付けを実施する場合には、当社は、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定（法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、買付予定数の上限を設けることができず、親会社所有株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。このため、本公開買付けにおける結果次第では、対象者の普通株式は、上場廃止基準のうち、①株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、②流通株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数。）が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、③流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額。）が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、及びその他の上場廃止基準に抵触し、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。対象者の普通株式が上場廃止となった場合には、対象者の普通株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。

本公開買付けの結果、万一、対象者の普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に

協議し検討した上で、対象者の普通株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行いたします。また、当社は、本公開買付けにより対象者を連結子会社とした後、対象者と協力して対象者の企業価値の向上を目指していく所存ですので、当社といたしましては、引き続き、対象者の株主の皆様から対象者の株主としてご支援をいただきたいと希望しております。

## 2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称            ローヤル電機株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

①普通株式

②新株予約権

平成24年7月2日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された本新株予約権

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間    平成25年8月13日（火曜日）から  
平成25年9月9日（月曜日）まで    （20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年9月25日（水曜日）までとなります。

③ 期間延長の確認連絡先

確認連絡先            株式会社小田原エンジニアリング  
神奈川県足柄上郡開成町吉田島4289番地  
0465-83-1122(代表)  
管理部 総務グループ  
確認受付時間        平日 9時から17時まで

(4) 買付け等の価格

①普通株式            1株につき金515円  
②本新株予約権       1個につき金4,300円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,334,376（株）	2,918,000（株）	—（株）

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,918,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,918,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（4,334,376株）を記載しております。当該最大数は、対象者が平成25年8月12日に提出した第60期第1四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の発行済株式総数（4,342,554株）に、対象者が平成25年6月27日に提出した第59期有価証券報告書に記載された平成25年5月31日現在の本新株予約権の数（1,300個）に、平成25年6月30日までの変更（対象者によれば、平成25年6月30日までに、本新株予約権に変更はないとのこと。）を反映した本新株予約権の数（1,300個）の目的となる対象者の普通株式の数（130,000株）を加えた株式

数（4,472,554株）から、対象者が平成25年8月12日に公表した平成26年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成25年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（138,178株）を控除した株式数です。

(注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合  
100.00%

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（4,334,376株）に係る議決権の数（43,343個）です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年8月12日に提出した第60期第1四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者の普通株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者が平成25年8月12日に提出した第60期第1四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の発行済株式総数（4,342,554株）に、対象者が平成25年6月27日に提出した第59期有価証券報告書に記載された平成25年5月31日現在の本新株予約権の数（1,300個）に、平成25年6月30日までの変更（対象者によれば、平成25年6月30日までに、本新株予約権に変更はないとのこと。）を反映した本新株予約権の数（1,300個）の目的となる対象者の普通株式の数（130,000株）を加えた株式数（4,472,554株）から、対象者が平成25年8月12日に公表した平成26年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成25年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（138,178株）を控除した株式数（4,334,376株）に係る議決権の数（43,343個）を分母として計算しています。

以下(7)及び(8)において同様です。

(注3) 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

以下(7)及び(8)において同様です。

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

公開買付者 — %      特別関係者 — %      合計 — %

(8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

公開買付者 100.00%      合計 100.00%

(9) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 本公開買付けに応募される方（株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

③ 本公開買付けに係る株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に

証券取引口座を開設した上、応募する予定の株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受け付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株式をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

- ④ 本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受け付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権には、譲渡による取得について対象者の取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付されておりますので、本新株予約権者の請求によって対象者により発行される「譲渡承認書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」を併せてご提出ください。「譲渡承認書」、新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類及び「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。
- ⑤ 応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。
- ⑥ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。
- ⑦ 上記③の応募株券等の振替手続及び上記⑥の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。
- ⑧ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。
- ⑨ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）
- ⑩ 応募の受け付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

（注1） 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・・・・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

法人・・・・・・・・登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの)。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(※1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(※2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限り、)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(※3)が必要となります。

(※1)外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。

(※2)法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。

(※3)当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、①常任代理人による証明年月日、②常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましては、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(10) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(11) 決済の開始日 平成25年9月17日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成25年10月2日(水曜日)となります。

(12) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理

人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

#### (13) 株券等の返還方法

下記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに返還すべき株券等を返還します。

株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還します。

本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類(上記の「(9) 応募の方法及び場所」④に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

#### (14) その他買付け等の条件及び方法

##### ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,918,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,918,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

##### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項は、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

②対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

##### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

##### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受

付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時までには公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「(13)株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限られません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直

接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

### 3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないTMACから取得した対象者の株式価値の算定結果及び対象者における独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所からの助言を踏まえた上で、当社に対し、本公開買付けの条件の詳細、本公開買付け後の対象者の経営方針及び本公開買付けの必要性・相当性などを確認するなど、慎重な協議及び検討を行った結果、当社と対象者が、両社の強みを融合することにより、国内外で事業を拡大できるとの認識に至り、当社を親会社として、対象者の中長期的な企業価値の増大を図ることができるものと判断し、平成 25 年 8 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施に賛同の意見を表明することを対象者取締役全員の一致により決議したとのことです。

なお、対象者取締役会は、TMACより取得した対象者の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付け価格は、DCF法に基づくレンジの下限価格である1株当たり516円を上回っていないことに加え、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、対象者においても上場を維持することを希望しており、また、対象者の普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者の普通株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行する意向であることを踏まえ、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者の普通株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、対象者の普通株式について本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて対象者取締役全員の一致により決議したとのことです。

また、本新株予約権についても、現時点において、本公開買付け後も対象者の普通株式の上場が維持される見込みであり、本新株予約権者は引き続き本新株予約権を行使して対象者の普通株式を取得・保有ができること、本新株予約権がストック・オプションであること、本新株予約権についての買付け価格が、本公開買付け価格である515円から本新株予約権の1株当たりの行使価格である472円を控除した金額(43円)に、本新株予約権1個の目的となる対象者の普通株式の数(100株)を乗じた金額である4,300円とされていることから、対象者取締役会は、本新株予約権についての本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、本新株予約権者の判断に委ねる旨を対象者取締役全員の一致により決議したとのことです。

また、対象者取締役会には対象者監査役の全員が出席し、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

### 4. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社小田原エンジニアリング 神奈川県足柄上郡開成町吉田島4289番地  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

### 5. 公開買付者である会社の目的、事業の内容及び資本金の額

#### (1) 会社の目的

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

① 自動制御装置、工作機械、ロボット装置、治工具、搬送装置等の設計製作および販売

- ② 各種電動モーター製造にかかわる自動巻線製造機械および各種自動組立機械の設計製作ならびに販売
- ③ 前各号にかかわる輸出入業務
- ④ 動産および不動産の賃貸業務
- ⑤ 前各号に附帯する一切の事業

(2) 事業の内容

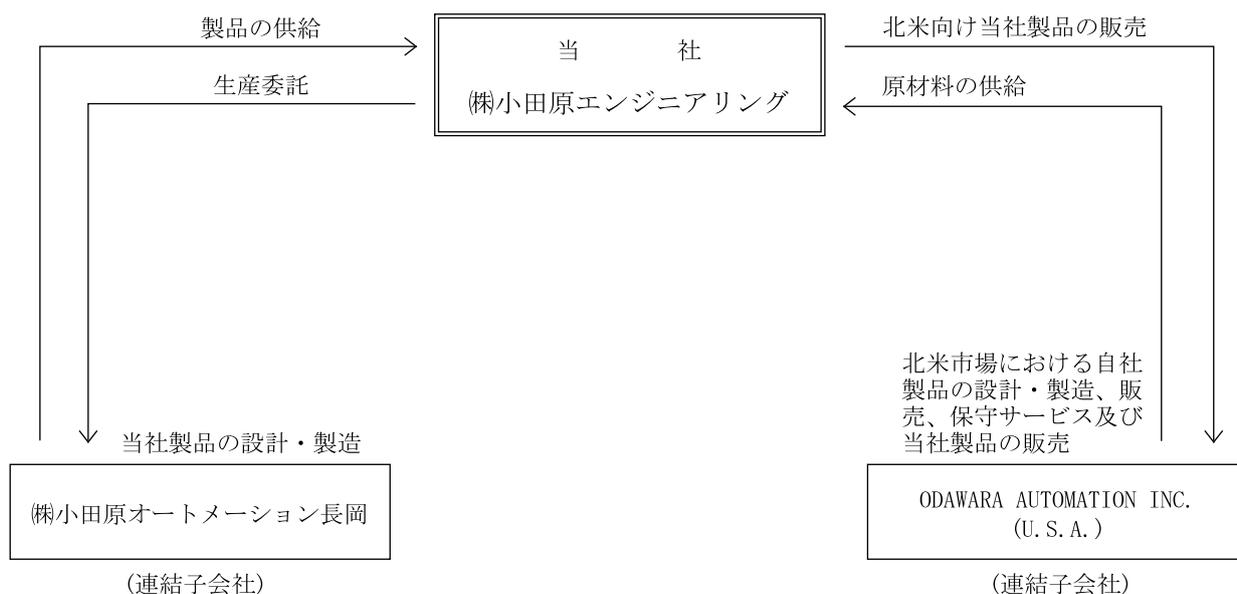
当社グループは当社と子会社2社で構成され、モーター用巻線設備の開発、設計・製造、販売を主な事業内容としております。

当社グループの事業内容と各社の位置づけは次のとおりであります。

当社はモーター用巻線設備を開発、設計・製造、販売し、在外連結子会社であるODAWARA AUTOMATION INC.は、北米向けを中心にモーター用巻線設備の設計・製造、販売、保守サービス及び当社製品の販売をしております。また、国内連結子会社である株式会社小田原オートメーション長岡は、当社技術指導のもと当社製品を設計・製造し、当社が仕入れております。

なお、当社グループは、モーター用巻線設備の開発、設計・製造、販売を行っており、単一のセグメントであります。従いまして、「事業の内容」について、セグメント情報の開示は行っておりません。

以上述べた事項の概要を図に示すと次のとおりであります。



(注) 当社は、株式会社小田原オートメーション長岡へ土地、建物及び生産設備を賃貸しております。

(3) 資本金の額 1,250,816,480 円 (平成 25 年 8 月 13 日現在)

以 上